

## 1. 子ども・子育て支援新制度について

一人ひとりの子どもが、すこやかに成長することができる社会を目指して、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートし、本町でもそれに基づいて実施しています。

### 【就学前児童の教育・保育施設等の利用について】

新制度では、幼稚園（※）、保育所、認定こども園等の利用を希望する場合は、町に「子どものための教育・保育給付認定申請書」を提出して、「保育の必要性の認定」等を受ける必要があります。（※新制度に移行されない幼稚園を利用する場合は、「子育てのための施設等利用給付」を申請し、認定を受けることで無償化の対象となります。）

申請を受けて、町が3つの認定区分（下記参照）に応じて「子どものための教育・保育支給認定証」を交付し、利用施設の種類の決まります。

## 2. 保育の必要性の認定について

年齢	保育の必要性	認定区分	保育の必要量	利用施設の種類の種類
満3歳以上	幼稚園等での教育を希望される場合	1号認定（教育認定）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（教育部分）
	「保育の必要な事由（※）」に該当し、	2号認定（保育認定）	保育標準時間	保育所 認定こども園（保育部分）
満3歳未満	保育所等での保育を希望される場合		保育短時間	
		3号認定（保育認定）	保育標準時間	保育所
			保育短時間	認定こども園（保育部分）など

※保育の必要な事由…保護者が一定基準以上の就労をしている、妊娠中または出産後間がないなど、国が定める保育の必要性の基準に基づき、町が認定します。

## 3. 入園資格について

年齢	入所資格（令和8年4月1日入園の場合）	
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	生まれ
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	生まれ
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	生まれ

## 4. 入園定員について

保育所名	住所	電話	定員
認定こども園豊能町立ふたば園	希望ヶ丘6丁目18番地の1	072-739-1577	15人
豊能町立ひかり幼稚園	新光風台1丁目5番地の1	072-738-4345	105人

\*「豊能町立以外の施設」については、利用を希望する施設に直接お問い合わせください。

## 5. 申込み受付について

入園基準	原則として児童及び保護者が本町に居住し、住民登録していること。
願書等の配布及び受付場所	8月25日（月）～ ひかり幼稚園・認定こども園ふたば園・本庁教育委員会こども育成課 ※吉川支所では配布のみ行います。 ※郵送・電話による受付は行いません。
願書の受付期間	○令和8年4月入園の場合 令和7年8月25日（月）～令和7年9月25日（木） ※受付期間終了後も願書は随時受付しますが、上記期間内に申し込まれた方を優先します。 ○年度途中（令和8年5月～令和9年3月）入園の場合 随時受付をしています。詳細は園、こども育成課にお問い合わせください。
入園予定日	令和8年4月10日（金）

\*「豊能町立以外の施設」に入園を希望される場合、原則「入園に係る手続き」は利用を希望する施設で行い、「保育の必要性の認定に係る手続き」は本町で行う必要があります。「入園に係る手続き」については利用を希望する施設に直接お問い合わせください。

## 6. 入園までの手続きについて（令和8年4月町内施設入園の場合）

内容	時期	備考
入園申込み	令和7年8月25日（月）～令和7年9月25日（木）	下記「7. 申込みに必要なものについて」を参照してください。
提出書類の確認・抽選	令和7年9月末～10月上旬	抽選は入園希望者が定員を上回っていた場合のみ実施します。
入園決定	令和7年10月上旬	子どものための教育・保育支給認定証（1号認定）及び入園決定書通知書の送付
入園説明会	令和8年1月～2月頃	詳細な日程は各園より通知されます。
入園開始日	令和8年4月10日（金）	

## 7. 申込みに必要なものについて

必要な書類等		備考
全員の 方が 必要	<input type="checkbox"/> 子どものための教育・保育給付認定申請書	
	<input type="checkbox"/> 入園願書	
該当者のみ 必要	<input type="checkbox"/> 課税状況申告書	・令和7年1月1日時点で他市町村に住民登録していた保護者の方は、必ず当該市町村で取得した令和7年度分市町村民税課税証明書類を添付してください。 ・複数児童の場合はコピー可 ・保護者が2名の場合、2名分が必要です。ただし、配偶者の扶養となっている保護者については提出不要です。
	<input type="checkbox"/> 子どものための教育・保育給付認定に係る個人番号（マイナンバー）記入用紙	・令和7年1月1日時点で他市町村に住民登録していた保護者の方及び単身赴任等で豊能町に居住されていない方は提出してください。
	<input type="checkbox"/> 一時預かり保育を利用する共働き世帯であることがわかる書類	・施設等利用給付認定申込書 ・保育を必要とする事由証明書
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭世帯であることがわかる書類	・ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書、遺族年金等の証書などのコピー ・離婚調停中の場合は調停中であることが分かる書類（裁判所発行）のコピーなどひとり親家庭世帯であることが分かるもの。 ・未婚の場合は未婚であることが分かる書類（戸籍謄本）のコピーなど、ひとり親家庭世帯であることが分かるもの。
<input type="checkbox"/> 生活保護世帯であることがわかる書類	・生活保護受給証明書、生活保護開始通知書など生活保護世帯であることがわかるもの。	
<input type="checkbox"/> 世帯に障がいのある方がいることがわかる書類	・身体障害者手帳（氏名、等級記載部分）、療育手帳（氏名、等級記載部分）、精神障害者保健福祉手帳（氏名、等級記載部分）、特別児童扶養手当証書のコピーなど世帯に障がいのある方がいることがわかるもの。	

## 8. 保育料について

令和元年10月1日より無料となりました。

\*月額25,700円が上限となります。

\*実費として徴収される費用（通園送迎費、食材料費、用品代、行事費、特定負担額など）は無償になりません。

## 9. 給食費について

令和7年8月25日版

施設名	金額
認定こども園ふたば園	月額3,000円程度(異なる月があります)
ひかり幼稚園	月額2,800円程度(異なる月があります) *週1回お弁当日があります。

\*食材料費のうち副食費(おかず代、牛乳代)については、保護者の市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯及び小学3年生の児童から数えて第3子以降の児童には減免があります。

## 10. 一時預かりについて

定められた保育時間を超えて施設を利用できます(保育が実施されない日は、一時預かりもありません)。

- ①共働き世帯など「保育の必要な事由」がある場合、前月の20日(20日が土日祝日に当たる場合は、直近の開庁日)までに申請いただき「保育の必要性の認定(新2号認定)」を受けることで、預かり保育料は上限の範囲内で無償となります(日額上限450円、月額上限11,300円 子育てのための施設等利用給付)。
- ②上記の新2号認定を受けずに預かり保育を利用する場合は、別途保育料が必要です。
- ③町内施設における利用時間、保育料については以下のとおりです。町外施設における利用時間、保育料については、別途施設にお尋ねください。なお、新2号認定による一時預かりの無償化の範囲は、施設を問わず同じです。

### (1) 通常保育期間中

9:00	14:00	17:00
基本教育時間 (4時間/日)		一時預かり (300円)

### (2) 3季休業期間中

9:00	12:00	13:00	17:00
午前:9時~正午 (3時間/300円)			午後:13時~17時 (4時間/400円)
1日:9時~17時 (8時間/800円)			

# 令和8年度

# 幼稚園・認定こども園 入園のご案内

## (1号認定用)

### 内 容

1. 子ども・子育て支援新制度について
2. 保育の必要性の認定について
3. 入園資格について
4. 入園定員について
5. 申込み受付について
6. 入園までの手続きについて  
(令和8年4月町内施設入園の場合)
7. 申込みに必要なものについて
8. 保育料について
9. 給食費について
10. 一時預かりについて

豊能町教育委員会事務局 こども未来部 こども育成課  
〒563-0292 豊能町余野 414 番地の 1  
TEL 072-739-3432 / FAX 072-739-3052